

かながわ人権施策推進指針（一部抜粋）

平成15年6月

人権教育の推進

県民一人ひとりが、学校教育や社会教育を通じ、人権尊重の理念についての正しい理解を深め、これを体得し、人権が真に尊重される「共に生き、支え合う地域社会」の実現をめざした人権教育を総合的に推進します。

1 自己実現と社会参加をめざす教育

県民一人ひとりが、自分の人権とともに他人の人権を尊重し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、自分らしく生き、主体的に社会参加できる社会の実現をめざす教育を推進します。

2 人権問題の解決をめざす教育

県民一人ひとりが、人権尊重の精神を基盤とし、人権問題についての正しい理解と認識を深め、その解決に主体的に取り組むことができるような人権教育を推進します。

3 人権感覚の育成をめざす教育

人権の意義や価値を認識し、人権の尊重が、意志・態度に現れ、行動につながるような人権感覚を育成する教育を推進します。

4 生涯学習の視点に立った教育

幼児期からの発達段階を踏まえ、学校教育と社会教育との連携を図りつつ、人権教育を推進します。

1 学校教育

学校教育においては、それぞれの発達段階に応じ、すべての教育活動を通じて、幼児・児童・生徒が人権尊重の意識を高め、主体的に人権問題に取り組むことができる力を育むとともに、幼児・児童・生徒の人権に十分に配慮し、一人ひとりを大切にする教育を推進します。

- (1) 人権に配慮した学校運営や教育指導に努め、幼児・児童・生徒が豊かな人間関係の中で安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりに努めます。

- (2) 幼児・児童・生徒が、人権問題について正しい理解を深めるとともに、人権尊重の意識を高めることができるように、人権教育に関する指導方法の改善に努めます。
- (3) 豊かな人間性や社会性を育むため、社会教育との連携を図りつつ、ボランティア活動等多様な体験活動や高齢者、障害者等との共に学び共に育つ交流の機会の充実に努めます。
- (4) 学校に対して、人権教育に関する指導資料を配付するとともに、研究指定校の実践例の情報を提供します。また、人権NGO等と協働した人権教育の取り組み（人権教育移動教室等）を進めます。
- (5) 教職員が人権尊重の理念について正しい認識を持つことができるよう、人権教育の研修会等の充実に努めます。
- (6) 幼児・児童・生徒や保護者等が、人権にかかわる問題に安心して相談できる体制の充実に努めるとともに、人権侵害を受けた幼児・児童・生徒の心のケアに努めます。

2 社会教育

社会教育においては、生涯学習の視点に立って、社会教育関係団体等との連携を図りつつ、県民一人ひとりの主体性のもとに、人権が真に尊重される社会の実現をめざして、人権教育を推進します。

- (1) 地域の実情や学習者のニーズに応じて、県民一人ひとりが人権尊重の意識を高めることができるような学習機会等の充実に努めます。
- (2) 人権問題について正しい理解を深めるための学習資料を提供します。また、参加意欲を高めるような参加体験型学習のプログラムの開発に努めます。
- (3) 豊かな地域社会を形成するために、学校教育との連携を図るなど、ボランティア活動等多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流機会の充実に努めます。
- (4) P T Aをはじめとする社会教育関係団体等との連携を図りつつ、家庭教育における学習機会の充実に努めます。
- (5) 地域において、人権教育を積極的に推進していく指導者の養成に努めます。